



2019年5月14日

各位

会社名 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社  
 代表者 取締役社長 鈴木 篤  
 (コード番号：8242 東証第1部)  
 問い合わせ先 広報室長 井上 純子  
 (TEL 06-6367-3181)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月20日開催予定の当社第100期定時株主総会において、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

グループ会社の事業の多様化に対応するため、事業目的の追加を行うとともに、コーポレート・ガバナンス体制の透明性向上を図るため、相談役に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

定款変更案及び現行定款は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理</p> <p>1.～7. (条文の記載省略)</p> <p>8. 食料品の製造加工業および販売業ならびに酒類の卸・小売業</p> <p>9.～30. (条文の記載省略)</p> <p>(2)～(4) (条文の記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(5) (条文の記載省略)</p> <p>(取締役会長・取締役社長等)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理</p> <p>1.～7. (現行どおり)</p> <p>8. 食料品の製造加工業および販売業、酒類の卸・小売業ならびにコンビニエンスストア業</p> <p>9.～30. (現行どおり)</p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>保育サービス業</u></p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(取締役会長・取締役社長等)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>(削 除)</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月20日(木曜日)  
 定款変更の効力発生日 2019年6月20日(木曜日)

以 上